

安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案 要綱

一 エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部改正関係

1 基本方針を定めるに当たっての勘案事項の追加

基本方針を定めるに当たっての勘案事項として、気候変動及び持続可能な開発に関する国際的な取組の状況、事業者が行うエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換に関する自主的な取組の状況を追加すること。
(第3条関係)

2 事業者が作成する中長期的な計画に関する省令を定めるに当たっての配慮

特定事業者等が作成する中長期的な計画に関する省令を定めるに当たっては、特定事業者等に過重な負担を課することのないよう十分に配慮するものとする。

(第15条等関係)

3 定期報告への非化石エネルギーへの転換の状況の追加

特定事業者等が毎年度主務大臣等に報告する事項に、非化石エネルギーへの転換の状況を追加すること。

(第16条等関係)

4 非化石エネルギーへの転換に関する優良な取組の公表

主務大臣等は、非化石エネルギーへの転換の促進に資するため、非化石エネルギーへの転換に関する取組のうちその状況が優良なものの公表その他の必要な措置を講ずるものとする。

(新第18条の2等関係)

二 検討

政府は、環境、社会等の持続可能性に関し、環境問題及び社会的な課題への取組等を踏まえた新たな事業者の評価制度の在り方並びにエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に係る制度等における当該評価制度の活用の拡大並びにそれらを通じた事業者による当該取組等の促進について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(改正法附則第13条関係)